発行日：2020年06月16日

「宿泊施設創生支援事業」の公募開始について

募集期間	2020年6月4日から2020年6月16日まで

目的

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている宿泊施設が取り組む、誘客促進及び感染症等に対する安全対策に対して支援を行います。補助金の対象となる事業者は、秋田県内において宿泊施設を経営する方です。申請書類の提出期限は6月16日(火)です。

支援内容

▼補助対象事業
補助金の交付対象となる事業は、次のいずれかの項目に該当するものです。
（１）新たに取り組む誘客促進、安全対策等
・情報発信に関する取組
・サービス向上に関する取組
・外部の専門家等を活用した経営戦略の見直しに関する取組
・その他、事業の目的に資すると知事が認めたもの
（２）設備等の導入
・感染症等に対する安全対策に関する設備等の導入

※同一内容の事業において、国、県、市町村及び（一社）秋田県観光連盟が助成する他の制度と重複しないこと。

▼補助対象経費
補助対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事費、修繕費、備品購入費（システム導入を含む）、負担金（講習・資格取得）等の経費とし、事業の目的を達成するために必要なものに限る。

支援規模

▼補助金額
補助金の額は、100 万円を上限とし、前条第 1 項第 1 号の事業は第 1 号にかかる補助対象経費の 10 分の 10 以内、同第 2 号の事業は第 2 号にかかる補助対象経費の 5 分の 4 以内とする。 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。また、補助事業（補助対象事業者が実施する補助対象事業をいう。以下同じ。）における消費税
及び地方消費税相当額については、補助対象経費から除くものとする。

対象者の詳細

▼補助対象施設
補助金の対象となる施設は、秋田県内において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の営業を行っている、又は同法の許可を受け営業を行うことが予定されている施設とする。

対象地域

お問い合わせ

〒０１０－８５７２ 秋田市山王三丁目１－１ 県庁第二庁舎１Ｆ秋田県観光文化スポーツ部 観光戦略課 企画班
電 話 ０１８－８６０－１４６２
ＦＡＸ ０１８－８６０－３８７９
電子メール kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp

担当者
会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会 担当　：橋本 住所　：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容･品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。
補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。
≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫
提供先　　：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）
利用目的　　：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。
提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金